



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：秋山 正臣
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)



介護改善待ったなしー大幅な職員増員 介護報酬の引き上げを

「日本医労連 2022年介護施設夜勤実態調査」記者発表

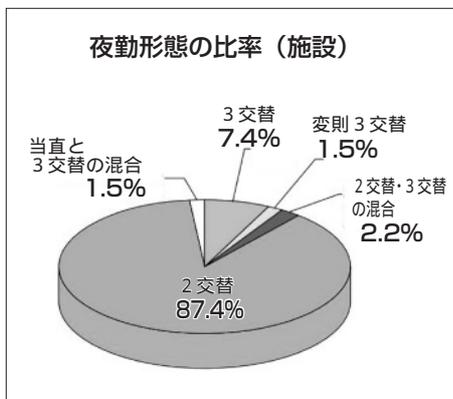
日本医労連は、介護労働者が長く働き続けられる環境を構築していくために、介護現場の夜勤労働の問題点を明らかにして、夜勤労働を改善することを目的に、介護施設の夜勤実態調査（以下、調査）に取り組んでいます。

調査は、特養（特別養護老人ホーム）、老健（老人保健施設）、グループホーム、小多機（小規模多機能型居宅介護）、看多機（看護小規模多機能型居宅介護）などの介護施設を対象に、2012年から毎年6月の勤務実態を基に行っており、2022年の調査で10回目となりました。今回の調査には、日本医労連に加盟する149施設・210の職場から回答が集まっています。

夜勤形態

介護現場で行われている夜勤の形態は、主に「夕方～深夜まで勤務する準夜勤と、深夜から翌朝まで勤務する深夜勤で、夜間の間に勤務を交代する“3交替夜勤”」と、「夕方～翌朝までの連続16時間前後を勤務する“2交替夜勤”」があります。

調査では、16時間前後勤務する2交替勤務の施設が87.4%



%を占めており、そのうち、勤務拘束時間が「16時間以上に及んでいる」とする回答が78.8%あります。

夜勤体制

介護施設の夜間の人員配置は「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」によって示されていますが、労働基準法違反を招く「一



厚労省で記者発表 2月16日

人夜勤」が認められています。

調査では、利用者の定員が少ない、ワンユニットのグループホーム、小多機、看多機では全ての施設が一人で夜勤にあたっていると回答しています。また、2交替夜勤の施設で、施設単位では複数の夜勤者を配置している施設でも、職場単位（ユニットやフロアなどの単位）でみると、一人夜勤の回答は全体の61.2%を占めています。

夜勤回数

夜勤労働は、昼夜を逆転させて働くことや、日勤帯と比較して勤務する職員数が少なくなるため、心身ともに非常に負担が大きくなります。また、健康リスクを伴うことや、特に長時間夜勤では利用者の（2面につづく）

今月号の記事

- 大学フォーラム..... 2面
- 2023年権利討論集会（民法協）..... 3面
- 各地・各団体 労働法制中央連絡会／京都／神奈川／民医連／板橋／千葉..... 4～6面
- シンポジウム「パート・アルバイトの収入は家計補助?!」私の一冊..... 7面
- 情報のページ..... 8面

安全リスクも生じることが研究発表されています。こうしたリスクを軽減する対策の一つに、「夜勤を最小限にとどめる」ことがあげられています。

しかし、夜勤回数には法的な上限規制はなく、看護師の確保・離職防止対策の指針として「月8日以内(2交替夜勤に換算すると4回)」という努力義務にとどまっています。調査結果を指針に照らし合わせると、3交替夜勤では14.0%、2交替夜勤では42.6%が指針の回数を超えて夜勤を行っていることが明らかになっています。

負荷の高い介護施設の夜勤

介護施設の夜勤は少ない職員体制で行われているため、勤務負荷が非常に高くなっています。また、利用者の生活リズムに合わせて組まれるシフトも、人員配置が十分でないために、シフト数が全体平均で5.5通りとなっていたり、仮眠室が用意されて

業 態	有効回答施設数	仮眠室の有無		割合 (%)	
		有	無	有	無
特 養	10	9	1	90.0	10.0
老 健	38	29	9	76.3	23.7
G H	29	17	12	58.6	41.4
小規模多機能型	16	5	11	31.3	68.8
看護小規模多機能型	17	4	13	23.5	76.5
単独型短期入所	9	5	4	55.6	44.4
介護医療院	4	3	1	75.0	25.0
全 体	123	72	51	58.5	41.5

いないと回答する施設が41.5%の回答率になっている実態も調査を通じて明らかになっています。

こうした介護現場を改善するためにも、介護職員的大幅な増員・介護報酬の大幅な引き上げなど介護制度の大改善に取り組んでいきたいと思ひます。

(日本医労連 寺田 雄)

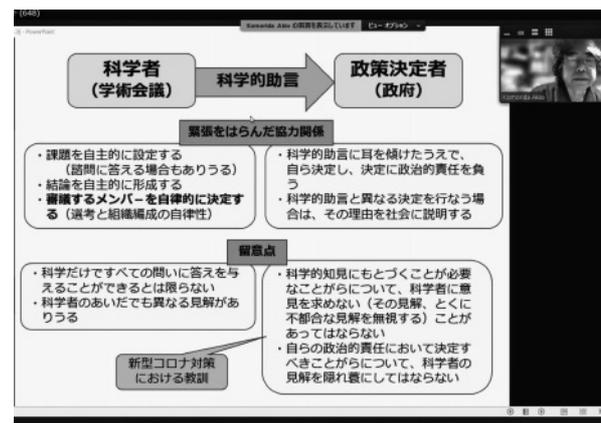
「日本学術会議の独立性を否定する法改正はただちに中止を」 大学フォーラム

「大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム(大学フォーラム)」は、「大学の今と明日を考えるための議論を持続的に行うための場」として作られました。3月12日には「日本学術会議の独立性を否定する法改正はただちに中止を」をテーマに研究会を行いました。メイン報告として小森田秋夫神奈川大学特別招聘教授が「自民党政権は学術会議をどのように変えようとしているのか」を報告しました。

学術会議発足にあたっての決意表明

1949年の日本学術会議第1回総会では、発足にあたっての決意表明として「われわれは、ここに人文科学及び自然科学のあらゆる分野にわたって全国の科学者のうちから選ばれた会員をもって組織する日本学術会議の成立を公表できることをよるこぶ。そしてこの機会に、われわれはこれまでのわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は平和的復興と人類の福祉増進のために貢献することを誓うものである」と宣言しました。その後、日本学術会議は、科学者の内外に対する代表機関であり、科学の全分野を包含する組織として、科学的助言という職務を「独立」して行う国の機関として、会員は科学者自身が選考してきました。

2020年10月、当時の菅首相が6名の会員候補の任命を拒否。半月後には自民党政調会のもとに「政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討プロジェクトチーム」が発足。2020年12月には、日本学術会議法の改正を前提とした「提言」を発表します。そこには、「政策のための科学」として「政治



(小森田氏のパワーポイントより)

や行政が抱える課題意識、時間軸等を共有すべき」としていました。小森田氏は、学術会議の独立性とは「科学者の立場から、政府から独立して見解を形成するだけでなく、見解を示すべき課題そのものも自ら設定することであり、諮問に応えるだけでなく必要があれば問題の立て方そのものを吟味する」と語りました。

岸田政権下の「経済安全保障」論の中で学術会議批判が再燃しています。自民党PTの各議員が「日本学術会議のメンバーがデュアルユース技術研究に圧力をかけ研究にブレーキをかけている」「日本学術会議が出した声明で事実上防衛装備庁の研究助成申請、応募する道が絶たれている」と発言していることが紹介されました。科学と政治・政策との関係が問われています。(研究会は次のアドレスからみることが出来ます。https://youtu.be/4DyeuLVXS6A)

(全国センター 岡村やよい)

